

令和8年度山形県サーキュラーエコノミー理解促進バスツアー 企画運営業務委託基本仕様書

1 委託業務名

令和8年度山形県サーキュラーエコノミー理解促進バスツアー企画運営業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和8年12月28日（月）まで

3 事業の目的

循環型社会の形成に向けては、持続可能な形で資源を効率的・循環的に利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行が求められているが、人口減少・少子化等により、資源循環ネットワークの形成に重要な役割を担う資源循環業界の担い手不足が懸念されている。

そこで、本事業では若者向けの産業廃棄物処理施設等の見学ツアーを開催し、県内で資源循環に取り組む事業者を紹介することにより、業界の理解促進及び人材確保を推進する。

4 業務内容

本委託業務は、県内の中学生・高校生・高等専門学校生及びその家族を対象に、産業廃棄物処理施設等を見学するバスツアーを実施することとし、バスツアーの企画、参加者の募集や連絡調整、見学を行う施設（以下「訪問先」という。）との打合せや連絡調整、バスツアーの運営、アンケートの実施等、一連の業務を委託するものである。

（1）業務の基本事項

- ① 実施回数は、内陸（村山・置賜）コース及び庄内（最上・庄内）コース各1回の計2回とし、実施時期は7～8月（中学生・高校生等が参加しやすいよう夏休みの期間を考慮）とすること。
- ② 昼食を含めた日帰りのツアーとし、1コースあたり訪問先を2か所確保すること。
- ③ 参加対象者は、県内の中学生・高校生・高等専門学校生及びその家族とし、参加者数は各回30名程度とする。

（2）バスツアーの企画・調整

- ① 訪問先は、県と協議の上決定し、見学の受入れについて施設と調整すること。
- ② 集合解散場所については、各回ともに公共交通機関でのアクセスが良い場所とすること。また、1回のツアーで、発着場所を2か所程度設定することも構わない。
- ③ 昼食及び昼食場所を手配、確保すること。なお、参加者が食物アレルギー等により口にできない飲食物を事前に確認し、最大限の配慮をすること。

- ④ 集合解散場所、訪問先、昼食時間・場所を調整し、ツアーチャー行程を作成すること。
- ⑤ バスツアーチャーを安全かつ円滑に実施するため、当日のバスツアーチャーに同行する添乗員を配置すること。
- ⑥ 県内の移動は専用の運転手付きバス車両によることとし、円滑な移動ができるよう手配、運行を行うこと。
- ⑦ ツアーチャー行程中に必要な食事代、入場料等に係るすべての費用を本委託費に含めるものとする。ただし、バスツアーチャー集合解散場所までの旅費は参加者の自己負担とする。

(3) 参加者及び訪問先との調整

- ① 参加者の募集、取りまとめ、決定、その他一切の連絡調整を行うこと。
- ② 訪問先との打合せ、その他一切の連絡調整を行うこと。
- ③ 訪問先において見学の受入れにあたり必要となる経費（以下「準備費用」という。）がある場合、実績に応じ訪問先に支払うこと（ただし、1か所あたり10万円を上限とする）。

※準備費用の例：会社案内制作、参加者の安全確保のためのヘルメット、見学コースの掲示板等

- ④ 参加者に対して、ツアーチャーの全行程、必要な持ち物、ルールや安全対策などの注意事項、緊急連絡先等を記載した資料を概ね一週間前までに送付すること。
- ⑤ バスツアーチャー内容を変更する場合は、県と協議の上、変更を決定し、速やかに参加者に変更の連絡をすること。また、天候などによりバスツアーチャーの実施が困難であると判断した場合は、直ちに参加者へ連絡すること。

(4) バスツアーチャー当日の運営

- ① バス出発前に参加者にシートベルトの着用を促し、参加者がシートベルトを着用していることを確認の上、出発すること。また、乗務員に対して、制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するように徹底すること。
- ② ツアーチャー行程中の見学等の開始前に、参加者に対して、概要やルール等の必要事項の説明を行うこと。
- ③ バスツアーチャーの実施記録を、カメラ等を用いて記録すること。なお、撮影に当たっては、参加者及び訪問先に事前に確認を行い、撮影した写真などは県がウェブサイト及びその他広報資料等において使用することがある旨を伝え、予め承諾を得ておくこと。

(5) 募集方法、募集用チラシ・ポスターの作成及び送付

- ① 募集時期や方法について提案すること。
- ② 募集用チラシ及び募集用ポスターについて、県の校正を受けた上で電子データ（PDF）及び印刷物（チラシ：A4判、4,000部　ポスター：B2判、300部）を県に納品すること。その後、必要部数を関係機関（県内の200か所程度）に紙媒体で送付すること。

- ③ 各種SNS、タウン情報誌等を活用するなどし、効率的かつ効果的な募集を行うこと。

(6) その他

- ① 参加者に対して、アンケートを実施し、その結果を取りまとめること。アンケートの内容については、県と協議の上、決定するものとする。
- ② バスツアー中の事故へ対応するための国内旅行傷害保険への加入等、万全な安全対策を講じること。保険の内容は、死亡・後遺障害、入院・通院、第三者・訪問先への賠償責任等を補償するものとすること。
- ③ 天候や感染症の急拡大等の理由でバスツアーを実施できない場合は、原則として延期とし後日、再度バスツアーを企画、実施すること。なお、中止により発生した経費負担は委託費用内に含むものとする。
- ④ 上記以外で、本事業の目的達成のために有効な取組みがある場合は提案すること。

5 業務完了報告書の作成

委託業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書を作成し、提出すること。

6 留意事項

- ① 本業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。個人情報の取扱いを適正に行い、各種関係法令を遵守すること。
- ② 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾したときは、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- ③ 本業務を実施するにあたり、事故や運営上の問題等が発生した場合は、速やかに県に報告すること。
- ④ 検討の内容は、第三者に漏洩してはならない。本契約終了後も同様とする。
- ⑤ 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- ⑥ 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年保存しなければならない。
- ⑦ この仕様書に記載のない事項については、県と受託者が協議の上、定める。